

京都式農福連携構築事業

第1回 京都農福・共生戦略会議

とき：平成29年6月29日（木）

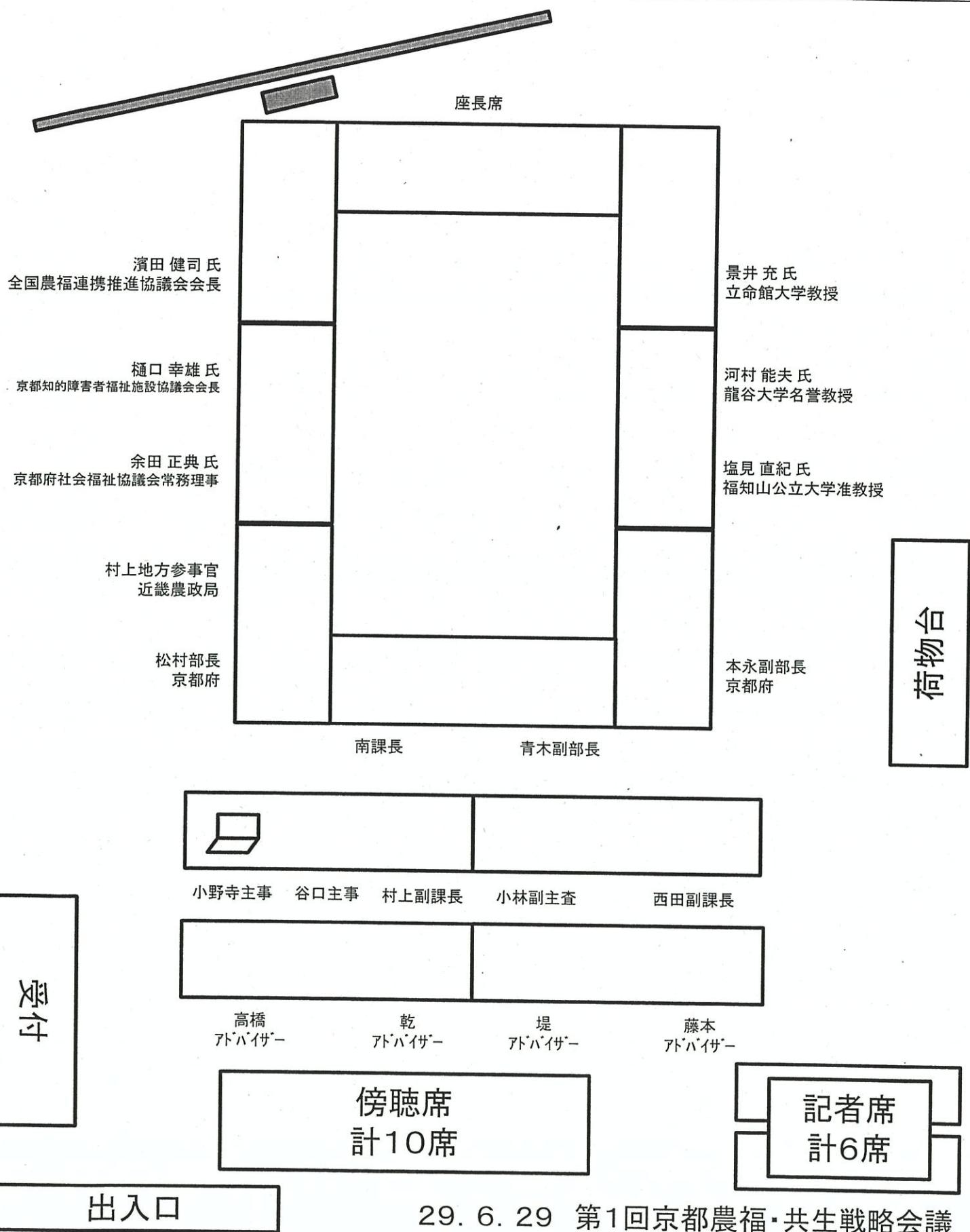
9:30～11:30

ところ：ホテル ルビノ京都堀川 2F 「嵯峨の間」

- 1 開会挨拶
- 2 委員紹介
- 3 事業概要 <資料1～5>
 - (1) 事業の概要について
 - (2) きょうと農福連携センター運営体制について
 - (3) 年間計画について
- 4 地域農業と地域共生のあり方に関する検討 <資料6>
- 5 京都式農福連携補助金に係る選定方針の策定 <資料7>
- 6 その他の協議事項 <資料8・9>
- 7 次回会議予定
- 8 閉会挨拶

きょうと農福連携センター
(京都府健康福祉部障害者支援課)

第1回 京都農福・共生戦略会議 配席図



京都農福・共生戦略会議 名簿

H29.6.26現在
敬称略(50音順)

氏名	所属	備考
柿迫 義昭	JAグループ京都農業法人協会会长	
景井 充	立命館大学産業社会学部教授	
河村 能夫	龍谷大学名誉教授	
塩見 直紀	福知山公立大学准教授	
野崎 伸一	厚生労働省政策企画官	
濱田 健司	全国農福連携推進協議会会长	
樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会会长	
松村 淳子	京都府健康福祉部長	
村上 義明	近畿農政局地方参事官	
本永 治彦	京都府農林水産部副部長	
余田 正典	京都府社会福祉協議会常務理事	

第1回京都農福・共生戦略会議 資料

資料1 京都農福・共生戦略会議設置要領

資料2 京都式農福連携構築事業の概要

資料3 農福連携構築事業（専門家派遣）のフロー・名簿・設置要領

資料4 農福連携キャリアパス制度の検討方法

資料5 京都農福・共生戦略会議の年間スケジュール（案）

資料6 地域農業と地域共生のあり方に関する検討

資料7 京都式農福連携補助金に係る選定方針について

資料8 「農福連携全国都道府県ネットワーク」の設立について

資料9 「京のノウフク認証制度」について

参考資料1 京都式農福連携補助金交付要綱

参考資料2 関連記事

京都農福・共生戦略会議設置要領

(目的)

第1条 京都農福・共生戦略会議（以下「会議」という。）は、農福連携を軸に、障害者の就労促進や居場所を創設すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」を育む京都式地域共生社会づくりを推進する機関として設置する。

(委員)

第2条 会議の委員は有識者及び関係機関等で構成するものとし、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。（ただし、再任は妨げない。）
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、会議の議事を運営する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員の定数は、15名以内とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、座長が必要に応じ、これを招集する。

(委員の役割)

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 農福連携に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 京都式農福連携補助金に係る事項

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長は、会議において委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務局は、きょうと農福連携センターに置き、会議の事務は、

事務局が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

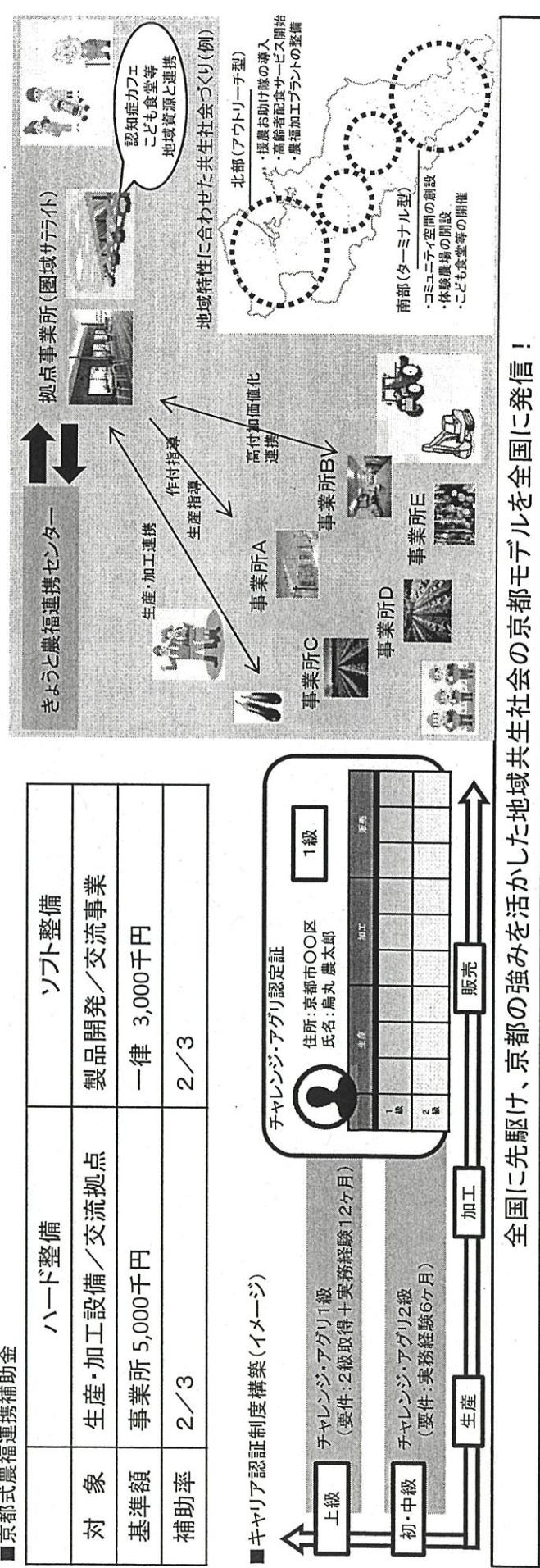
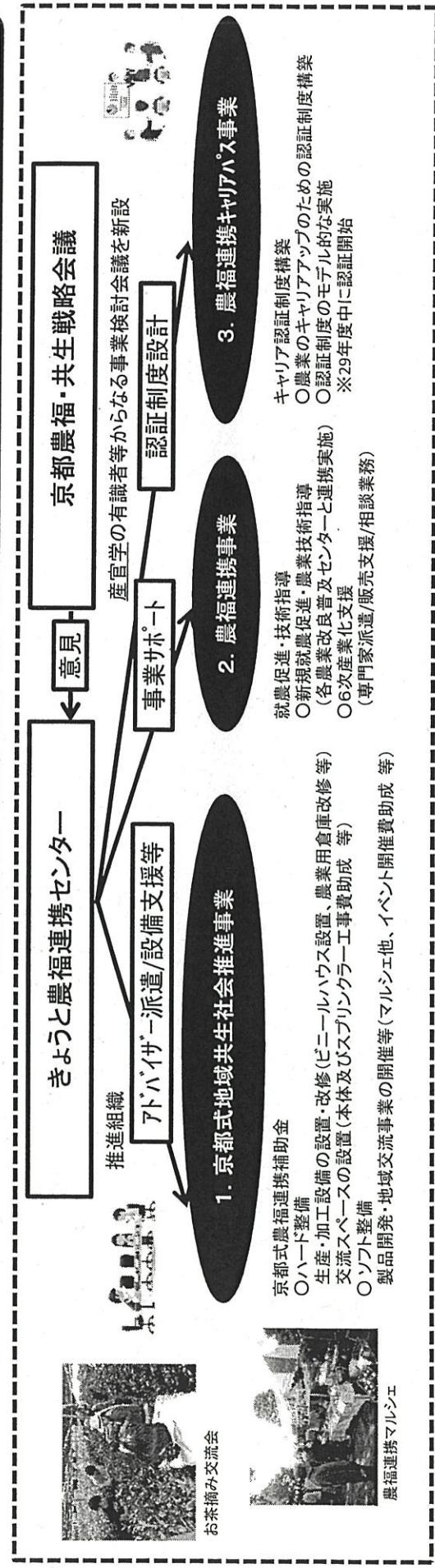
京都農福・共生戦略会議設置要領（別表）

委員の区分	委 員
有識者	学識経験者
関係機関職員	農業関係者、障害福祉関係者
行政職員	厚生労働省、農林水産省、京都府

京都式農福連携構築事業

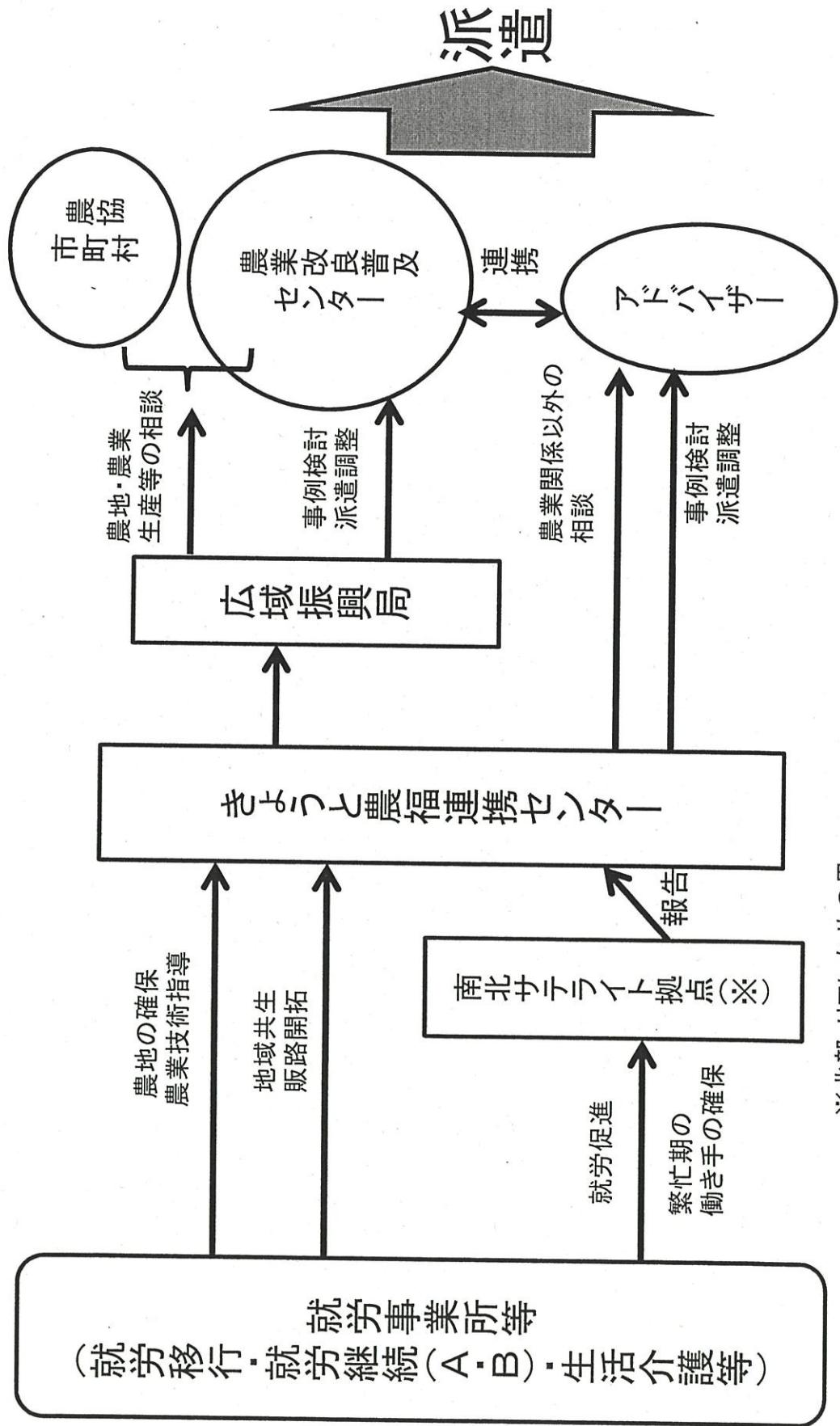
【新規】平成29年度予算：115,000千円

農福連携を軸に、障害者の就労促進や居場所を創造すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「想い手」を育む
京都式地域共生社会づくりを推進する。



資料3

農福連携構築事業（専門家派遣）のフロー



※ 北部：リフレかやの里
南部：さんさん山城

アドバイザー会議を定期的（概ね隔月）に開催

きょうと農福連携センター付アドバイザー 名簿

H29.6.20 現在

氏名	所属	備考
福祉部門		
高橋 信二	社会福祉法人ひかり福祉会 理事長	
農業部門		
松井 宏次	ソフトプラウ 代表	
乾 多津子	農林水産業ジョブカフェ 相談員	
共生部門		
橋川 健祐	関西学院大学人間福祉学部 助教	
堤 明日香	山城ごはん実行委員会 代表	
藤本 和志	京都移住コンシェルジュ	

きょうと農福連携センター付アドバイザー設置要領

(目的)

第1条 きょうと農福連携センター付アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、京都式農福連携事業を効果的に推進するための派遣型アドバイザーとして、きょうと農福連携センター（京都府健康福祉部障害者支援課内）に設置することとし、これに必要な事項等について定める。

(アドバイザー及びその業務)

第2条 アドバイザーは福祉分野、農業分野及び共生分野の各分野からの有識者等で構成するものとし、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。（ただし、再任は妨げない。）
- 3 各部門において必要により主任アドバイザーを定める。
- 4 アドバイザーは、農業の6次産業化促進と地域共生社会づくりの推進及びこれに関する各種研修、活動等について、指導・助言を行うものとする。

(アドバイザーの派遣手続き)

第3条 アドバイザーの指導・助言を希望する事業者等は、派遣申込書（別記様式）をきょうと農福連携センターへ提出する。

- 2 府は、アドバイザー及び事業者等との連絡調整等を行う。

(経費の負担)

第4条 アドバイザーの指導・助言に必要な旅費及び謝金等は、きょうと農福連携センターが支出する。

(事務)

第5条 アドバイザーの事務局は、きょうと農福連携センターに置き、アドバイザーに係る事務は事務局が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの設置運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月20日から施行する。

資料4

農福連携キャリアパス制度の検討方法

農福連携キャリアパス制度については、本年度から認証を開始することを目標としており、専門的・集中的な検討を進め、制度設計を行うため、京都農福・共生戦略会議の下に農福連携キャリアパスワーキンググループを設置し、検討。

【ワーキンググループについて】

○検討事項

- ・認証制度のアウトライン
- ・カリキュラム
- ・使用教材や試験方法
- ・認証事務（認定証・登録制度等）
- ・試行実施場所やスケジュール 等

○構成員（案）

- ・京都農福・共生戦略会議 委員（1・2名程度）
- ・農業技術等の関係者
- ・障害者就労支援の関係者
- ・きょうと農福連携センター（事務局・アドバイザー）

○スケジュール

- ・7月下旬 第1回会議
月2回程度の検討
- ・9月中順頃 ワーキンググループとりまとめ
- ・10月～ 第1回の試行認証開始

京都農福・共生戦略会議の年間スケジュール（案）

京都農福・共生戦略会議においては、京都式農福連携構築事業を戦略的に推進するため、下記の枠内の事項について、意見をいただくとともに、当面、下記の内容及びスケジュールで進めることとしてはどうか。

【戦略会議で議論する事項】

- ・農福連携に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
 - ①京都式農福連携構築事業の推進に係る基本的な方針
 - ②きょうと農福連携センターの事業実施状況に関する事項
 - ③農福連携キャリアパス制度の構築
 - ④京都府における農福連携を戦略的に進めるための行動計画の策定
 - ⑤全国的な農福連携推進に関する機関等との連携に関する事項
- ・京都式農福連携補助金に係る事項
- ・その他

【当面のスケジュール（イメージ）】

第1回 平成29年6月29日

- ・事業概要について
- ・事業に対する基本的な方針について
- ・京都式農福連携補助金に係る選定方針について 等

第2回 平成29年9月頃

- ・農福連携キャリアパス制度の骨子・試行実施について
- ・事業の実施状況について
- ・行動計画の策定に向けた議論

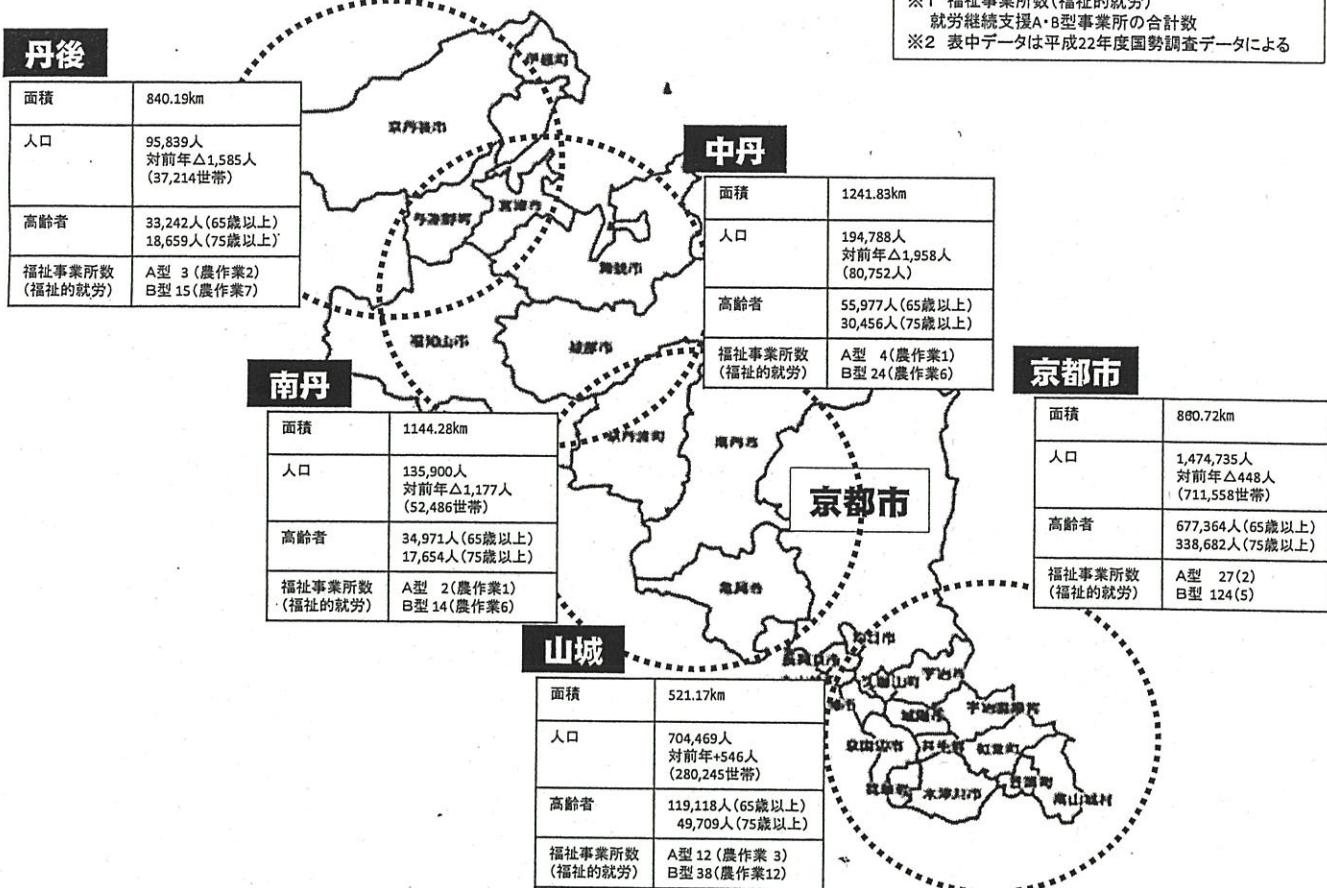
第3回 平成29年11月頃

- ・事業の実施状況について
- ・京都式農福連携補助金に係る選定方針について（第二次・予定）
- ・行動計画の骨子について

第4回 平成30年2月頃

- ・事業の実施状況及び初年度の総括について
- ・行動計画のとりまとめ

●地域の構成



●地域の特色と農業をとりまく課題

丹後	中丹
<p>[地域の特色]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な人口減少・高齢化 ・海産資源「海の京都」ブランドと連動 ・伝統産業:「丹後ちりめん」 <p>[農業をとりまく課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の流動化が進む (借入農地面積20%増(平成12年→22年)) 	<p>[地域の特色]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山」「川」「海」が域内存在:「森の京都」 ・自動車交通網が整備される <p>[農業をとりまく課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄面積率が多い (中丹9.3%、山城6.5%、丹後6.4%) ・販売農業者数=自給農家数 ・棚田割合(84%)
南丹	山城
<p>[地域の特色]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園地、牧用地が多数広がる ・丹波ブランド 黒大豆、栗等の高品質産品 「美山やまとと市」(通年:毎日曜) <p>[農業をとりまく課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池が多い(府内30%) ・域内に65農業経営体が所在(府内35%) 	<p>[地域の特色]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を代表する宇治茶産地「お茶の京都」 ・都市的な人口構造(若年人口の増加地域も有) ・地場産業イベント「UJI-CHA Fair」(3月~8月) 「クロスピア市」(通年:日曜) <p>[農業をとりまく課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業農家(65歳未満・農専60日以上)が多い ・樹園地割合が高い(府内20%)

<農業をとりまく課題>

出所:近畿農政局統計部「2005年農林業センサス結果からみた京都府の農林業」
2015年農林業センサス(京都府)
明日の京都「地域振興計画」

京都式農福連携補助金に係る選定方針について

京都式農福連携補助金については、予算の範囲内で交付することになることから、対象となる事業については、下記の項目により評価を行い選考するものとする。

なお、補助金の交付方法として、要求が予算を超過している場合においては、補助率に満たない額をできるだけ多くの事業に分配するのではなく、補助率を達成できる範囲で事業を限定する方法とするものとする。

1 評価項目

①地域の課題への対応

- ・各地域で抱える課題に対応した事業となっているか
- ・当該事業により得られる対策の効果が高いものといえるか

②社会参加・地域交流

- ・多くの種別の世代や団体と交流相手の数は多いか

③地域バランス

- ・府内の圏域で偏りがないか、1市町村に集中していないか

④継続性

- ・事業について、単年度で終わるものではなく、継続性があるものといえるか。
(法人の活動実績、資金計画、生産計画を含む。)

⑤効率性

- ・補助額に応じた効果が見込めるか。(高額な投資に見合った効果があるか)

⑥先進性

- ・取組みが他に例がないような独自の部分があるか

⑦他の施策との整合性

- ・他の農林関係の補助金等と重複等がないか

2 評価方法

各項目に点数を振り分け（上位程高得点）合算して得られた得点の順位をもって、選考順位とする。

「農福連携全国都道府県ネットワーク」の設立について

国や自治体をはじめ、福祉事業所や農業者など官民による農福連携の拡大に向けた取組が新たなステージに入っています。

これまで農福連携の促進に向けた取組は、それぞれの都道府県や市町村、民間のレベルにおいて進められてきましたが、最近では、人口減少に伴う働き手の確保や障がい者が活躍できる機会の創出などの課題に対応していくため、都道府県の枠を超えた連携・交流の動きが出てきています。

国においては、農福連携に係る政策研究に加え、関係者の交流を促進しようと、全国及び地方農政局を単位として、農福連携に係るフォーラム等の開催を進めています。

また、三重県において、平成28年11月に開催した「農福連携全国サミット in みえ」では、北海道から沖縄県までの30都道府県から官民合わせ400名もの関係者が集り、大会宣言として、今後も一層、農福連携の意義を発信するとともに、農福連携を進める人材の育成に向けた環境づくりと皆がお互いを尊重できる社会づくりに取り組むことなどが採択され、関係者の団結と気運醸成が図られたところです。

さらに、平成29年3月には、一般社団法人日本基金を中心となって、「全国農福連携推進協議会」が設立されています。この協議会は、農業・福祉団体のみならず一般の企業・団体など様々な分野から構成され、農福連携の情報発信や啓発、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、農福連携全体のブランディング、農福連携商品の販売促進などに取り組むこととされています。

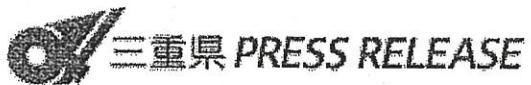
こうした都道府県の枠を越えた官民の取組が進む中、さらに、農福連携を定着・発展させるためには、自治体、特に都道府県がより連携を強化し、都道府県レベルで行われてきた農福連携の取組を全国的な取組に引き上げ、社会の大きな潮流にしていくことが必要と考えています。

そこで、都道府県が連携して、農福連携に係る情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む推進組織として、都道府県によるネットワーク組織の設立を提案します。

平成29年7月12日

発 起 人

三重県知事	鈴木 英敬
島根県知事	溝口 善兵衛
京都府知事	山田 啓二
長野県知事	阿部 守一



平成29年06月27日

連絡先

農林水産部

扱い手支援課

担当者 富所康広

電話 059-224-2354

ファクス 059-223-1120

e-mail ninaite@pref.mie.jp

「農福連携全国都道府県ネットワーク」を設立します

都道府県が連携して、農福連携の取組を地域に定着させ、さらに拡大を図るため、三重県、長野県、岐阜県、京都府、島根県の各知事が発起人となり、「農福連携全国都道府県ネットワーク」を設立します。

1 設立の目的

都道府県が連携して、農福連携の取組を地域に定着させ、さらに拡大を図るため、農福連携に係る情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む推進組織として、「農福連携全国都道府県ネットワーク」を設立します。

2 設立発起人

鈴木 英敬 三重県知事、阿部 守一 長野県知事、古田 肇 岐阜県知事

山田 啓二 京都府知事、溝口 善兵衛 島根県知事

3 会員および役員

会長、副会長 総会において会員の互選により選出された都道府県の知事

会員 都道府県の農福連携主管部長

4 設立総会および併設行事

日時 平成29年7月12日(水) 10時30分～13時00分(受付 9時50分より)

会場 都市センターホテル 601会議室(東京都千代田区平河町2-4-1)

<設立総会> 10時30分～11時00分

発起人代表挨拶 鈴木 英敬 三重県知事

来賓祝辞 農林水産省、厚生労働省、全国農福連携推進協議会

議事内容 設立趣意の説明、設置要綱の制定、役員の選出、事業計画の決定等

<併設行事>

発起人知事等による「農福連携の未来を語る座談会」 11時00分～12時00分

モデレーター 一般社団法人】A共済総合研究所 濱田 健司 氏

パネリスト(予定) 鈴木 英敬 三重県知事、中島 恵理 長野県副知事

山田 啓二 京都府知事、溝口 善兵衛 島根県知事

各都道府県の農福連携実践事例のパネル展示 展示時間 10時00分～13時00分

※ 総会及び併設行事は会員限定の行事であるため、一般の方からの参加申込は受け付けておりません。

「京のノウフク」認証制度について

京都式農福連携構築事業をスポット的な取組ではなく、府内全域で進めていくため、本事業と連携して、京都式農福連携に取り組む事業所及び製品に対して、きょうとう農福連携センターで「京のノウフク」事業所・製品として認証する。

【認証要件】

(事業所)

- ①京都式農福連携補助金の交付決定を受けた事業所
- ②①と同等と認められる事業所
(製品)

- ①京都式農福連携補助金の交付決定を受けた事業で製作した製品
- ②①と同等と認められる製品

【認証期限】

認定日から平成31年度末まで(最大3年間)

【認証方法】

選定委員会(戦略会議委員(1名程度)、外部有識者、センター)で選定
きょうとう農福連携センター長の認定証を交付するとともに、公式ホームページに掲載

【ロゴ等】

公式ロゴ等を作成し、認証事業所・製品には使用を許可

参考資料1

京都式農福連携補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の就労促進や居場所を創造すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりを推進するため、障害福祉サービス事業において農業に取組む事業（以下「農福連携事業」という。）を実施する事業所が、農業と福祉を通して地域と共生を図る事業に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めることとする。

(交付申請)

第3条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第4条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、規則第9条に規定する変更申請書は別記第2号様式によるものとし、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定の後に行うものとする。ただし、知事は、必要と認める場合は、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による申請書及び請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した

財産（以下「取得財産」という。）について、知事が別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させができるものとする。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

別表

補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 次に掲げる条件を満たす法人であること (1) 府内に主たる事務所があること (2) 常生活及び社会生活を総合的に支える事業目的の障害者(平成17年法律第123号。以下「法」という。) (3) 原則10年以内に運営する事業 (4) 第1項に規定する同組合に加入するなど、農業とあること 2 次に掲げる条件を満たす法人であること (1) 法律第5条第7項に規定する同組合に加入するなどと知り、府内に有する生活介護、同条第13項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援サービス」という。)において農福連携事業に5年以上継続して取組んでいいること (2) 事業として農業を行うこと (3) 府内の農業を運営する農福連携事業を行なう中核的な機能を担うこと (4) 3,000㎡以上以上の農地で生産又は加工及び販売事業の一連の工程を実施していること (5) 事業の助言、情報発信が認められること	左欄の事業所における次に掲げる経費 (1) 農業の運営事業に要する施設設備費 (2) 地域連携事業に要する経費 (3) 報酬費	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助
農福共生地域拠点事業	左欄の事業所における次に掲げる経費 (1) 農業の運営事業に要する施設設備費 (2) 地域連携事業に要する経費 (3) 報酬費	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助
農福共生事業	左欄の事業所における次に掲げる経費 (1) 農業の運営事業に要する施設設備費 (2) 地域連携事業に要する経費 (3) 報酬費	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助	2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助 2 / 3 以内 (1) 未端じはてとたハ備て対か額引を指融かれには入以助

時事通信社 iJAMP.
iJAMP記事

◎農福連携センターが開所＝京都府

17/05/26 13:44 NH008

京都府は26日、障害者の農業への就労促進を図り、地域の担い手として活躍する取り組みを支援する「きょうと農福連携センター」（センター長・松村淳子健康福祉部長）をオープンさせた。センターは事務局を府庁に置き、府北部の社会福祉法人「リフレカやの里」（与謝野町）と府南部の同「さんさん山城」（京田辺市）を拠点に、事業者を支援する。

センターは、担い手不足に伴う耕作放棄地の増加といった農業の課題と、就労機会が少なく賃金が低いといった障害者の自立支援における課題を同時に解決することを目指す。

事務局の看板掛けを行った松村部長は「農業は障害者がいきいきと作業をすることができるものの一つで、社会参加や共生を願ってつくった」と述べた。

設立を記念して京都市内で開いた式典で山田啓二知事は「2017年度当初予算で掲げた共生社会の実現へ、（センターを）大きな京都式のモデルとして推進していくため、皆さまの力が必要だ」と述べ、協力を呼び掛けた。（了）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。



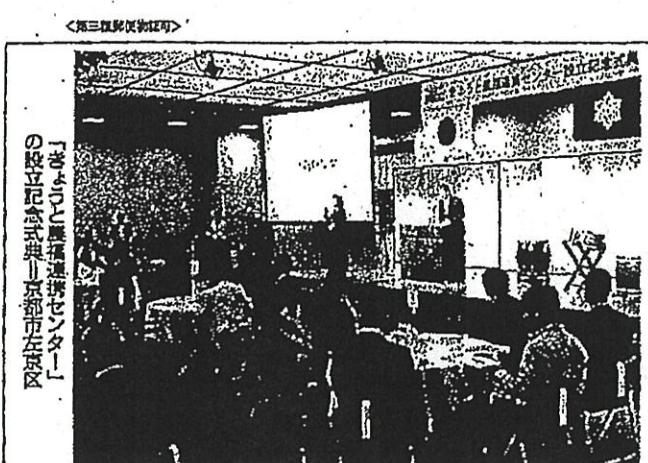
農福連携センターの看板掛けを行った松村京都府健康福祉部長（中央）＝26日午前、同府庁（松岡一弘撮影）



農福連携センターの記念式典で挨拶する山田京都府知事＝26日午前、京都市左京区（松岡一弘撮影）

関連情報

人物 山田啓二氏のプロフィール



障害者と農業連携支援

農業を通じて農業者の社会参加を進め
めるには、農林水産部と農業組合部が
連携した「まちづくり農業推進セミナー」
」を立ち上げた。市町村に事務所を開設。
今後は就労の機会を増やすことによ
りながら、地域住民との交流の場をつくる
を重視して共生社会の実現を目指す。

同センターでは、農業と福祉の連携に取り組む福祉事業所に対し、農産物の生産や加工に関する助言や販売・営業支援を行っていく。「リフレカやの里」(市原町)と「さくらん山城」(京田町)

市)の西福祉事業所をサテライト拠点に指定。農業体験や農産物加工、宿泊などの事業展開を行つ。センターの立ち上げ日の先月26日には、府厅1号館4階の障害者支援施設前に看板が掲げられた。センター長には松村淳子・府健康福祉部長が就任し、事務員は6人程度を僱用。

京都市勧業館では設立記念式典が行われ、山田彦一知事が「これを通じて、あらゆる生きがいを持つほしい」とあいさつ。このあと、農福を進める事業所による地元産の食材を使ったメニューの試食会なども行われた。

共生社会の実現を目指す

府、センター設立

「物語り」講座センター
の設立記念式典=京都市左京区